

境内地の有効活用提案

(宗教法人の実情に即した手法)



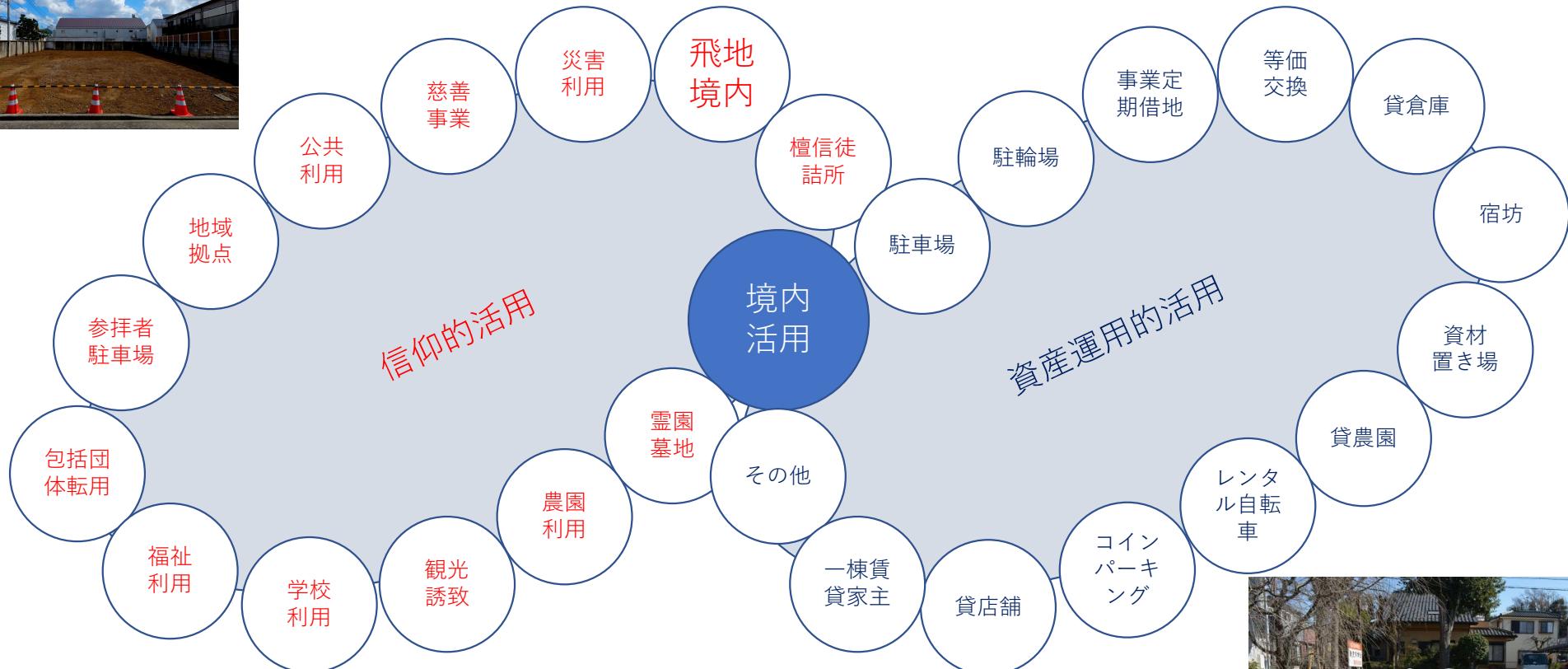
令和 7 年 5 月



～はじめに～



巷でいう“遊休地活用とは違う”宗教法人の実情に即した境内地の有効活用は大別し、2通りございます



各教団宗派の承諾が得られることは勿論のこと
法税務的な検証や、宗教法人としての在り方も大切です
単なる収益を生むだけでなく、**宗教法人の実情に即した有効活用**が求められます



活用例01 (駐車場)



(境内地の一部をガレージに)
永年雑草が生えていた敷地の一部を舗装し、参拝者駐車場として設置
一部、近隣住民にも区画を開放した結果
参拝者数も増加

地域貢献の一助ともなり、参拝者の駐車違反の解消
にもなり一石二鳥の結果に

【コメント】

宗教法人規則の変更を要するため、所属する包括宗教法人の本部（山）の承諾が必要となります。参拝者駐車場はこれに該当しない為、有効活用のスタート時には良く用いられる手法となります。
アスファルト舗装や区角割等について、当協会においてサポートさせて頂くことが可能です。

活用例02 (霊園・墓地)



(境内地の一部を霊園・墓地に)
境内敷地の一部にて造成工事を行い、霊園・墓地として運用を開始
檀信徒様のみならず、一部を近隣住民も利用可能とした結果参拝者数も増加し、霊園・墓地の運営収入も得ることができます。

地域貢献の一助ともなり、広く自身の宗派を知って頂くことにも繋がり一石二鳥の結果に

【コメント】

霊園・墓地の運営を開始するにあたり、都道府県知事の許可が必要となります。納骨堂、火葬場に関しても同様となります。
様々な行政からの許可および所属する包括宗教法人の本部（山）の承諾が必要となります。
霊園・墓地については、全国的に供給不足の状態が続いている、今後も需要は増加傾向にあるかと思われます。

活用例03 (災害拠点利用)



(境内地の一部を災害時活動拠点に)
境内地の一部、飛地境内地を災害時活動の拠点とし
地域やNPO団体等に開放
地域から防災拠点として広く認知して頂け、災害時の
拠り所となることで参拝者数も増加

地域に多大な貢献をしている団体である認識が広まり、
団体としての認知度、信用力が向上する結果に

【コメント】

境内地の一部を地域や支援団体に提供するため、特段事前の整備等は不要となります。
拠点の提供に関して、有償で貸し出しを行う場合は、不動産貸付業に該当するため、宗教法人規則の変更を要します。法人規則の変更については、所属する包括宗教法人の本部（山）の承諾が必要となります。
拠点利用の際の取り決めや書面について、当協会でサポートさせていただくことが可能です。

活用例04 (地域拠点)



(境内建物の一部を地域拠点に)
使用していない境内建物の一部等を地域の方に開放し、
集会所や地域サロンとして開放することにより、地域
住民との交流が活性化され、参拝者数の増加が見込まれます

地域のコミュニティと深くかかわることにより、団体としての認知度が向上する結果に

【コメント】

境内建物の一部を地域拠点として利用していただくにあたり、利用される方にもよりますが、原状のままお貸し出しが多く、簡単に始められる有効利用の一つとなります。
拠点の提供に関して、有償で貸し出しを行う場合は、不動産貸付業に該当するため、宗教法人規則の変更を要します。法人規則の変更については、所属する包括宗教法人の本部（山）の承諾が必要となります。
拠点利用の際の取り決めや書面について、当協会でサポートさせていただくことが可能です。

活用例05 (学校利用)



(境内地の一部を保育園に)

境内地の一部にて保育園を設立し宗教法人として運用
雇用者や入所者に広く認知をして頂くことができ、
参拝者数も増加、運営収入の獲得
地域の教育施設の一つとなることで、幅広い方に認知
して頂ける結果に

地域貢献の一助ともなり、宗教者の雇用創出にもつながる一石二鳥の結果に

【コメント】

運営を開始するにあたり、自治体および行政からの許認可の取得、宗教法人規則の変更
を要するため、所属する包括宗教法人の本部（山）の承諾が必要となります。
また運営開始にあたり保育士の確保等が必要となります。
開始には各種手続きが必要となります。
当協会では各種土業のご紹介から手続きサポートまで幅広く対応させて頂きます。

活用例06 (観光誘致) サイクリングロード誘致 参拝者増加に寄与



(境内地の一部をまたは前面道路をサイクリングロードに)
山岳部等にある境内地や広大な敷地を有する境内地の一部
に行政等と連係して近年増加しているサイクリングロード
の誘致

境内地内に休憩所を設けることにより参拝者数の増加が
見込まれます

地域の観光地となることで、様々な方に認知を頂き、
観光地としての参拝者も増加する結果に

【コメント】

サイクリングロードの誘致には行政および関係する企業との連携が必要となります。
誘致に関しては補助金や助成金の利用、各種企業からの出資により実現をさせる必要があります
が、誘致後は観光地としての繁栄や周辺に様々な業種の出店が見込まれ、地域全体が活性化する
ことが見込まれます。
誘致後に境内地を利用し、新たな有効活用につなげることも可能です。

活用例07 (慈善事業)



(境内地の一部また境内建物の一部を慈善事業の場に)
利用していない境内地の一部また使用していない境内
建物をNPO法人やこども食堂等に開放することにより地域
の様々な方に参拝を頂くことが増えます

地域コミュニティと一体になることで、団体の認知度や
信頼度が上昇する結果に

【コメント】

地域の慈善活動団体等と連係を行い、境内地の一部や建物の一部を提供することで、簡単に
始めることのできる有効活用の方法となります。
当協会では利用したい慈善活動団体のお探しから各種取り決めに関する書面のサポートを
させて頂くことが可能です。

活用例08 (包括団体転用)



(飛地境内地を布教の場に)

利用を行っていない飛地境内地にて、包括団体の檀信徒様
や布教師様が布教活動を行う拠点として開放
周辺地域に新たな布教拠点に

使っていなかった建物を布教の場として利用していただくことにより建物の維持にも役立てることが可能です

【コメント】

境内建物の一部を布教の場として利用していただくことにより、使っていなかった境内建物を有効
活用することができます。
当協会では宗派を超えて様々なご相談を受けているため、他宗派様にご紹介することも可能です。
また建物提供の際に各種取り決めの書面につきましては、当協会にてサポートさせていただくことが
可能となります。

まずはお気軽に事務局にお問い合わせください

境内地の有効活用は、宗教法人の実情に即したものでなければなりません

当支援協会には、多数のノウハウが蓄積されており、各宗派に根差したご提案が可能です

【当支援協会の事業は公式サイトより】

“宗教者 支援協会”で検索

分かりやすい動画にて公開中

実際のご利用者様のお声も公開させて頂いております

【お問合せ先】

一般社団法人宗教者支援協会 事務局
神戸市東灘区深江北町4-10-15 大植ビル2階

電話 078-855-4630（土日祝定休）営業時間9時～17時

FAX 078-855-4631

MAIL info@shukyosha-shien.net

メールや、LINE等でもお問合せ可能です

※詳しくは公式HPより！！

【新規支援プロジェクトも始動中】

- ・神仏具再生プロジェクト
- ・ICT化支援プロジェクト
- ・ITサポート助成制度（HP等の作成）
- ・慈善団体への各種講師派遣プロジェクト
- ・檀信徒様の宗教法人に対する寄贈手続支援
- ・教務ご担当者様の後方支援（資料室支援）
- ・境内建物の無料健康診断
- ・境内地の一部の有効活用診断（収益性診断）
(サイクリングロードの誘致)
(境内の果樹園を一般向けに開放)
- ・宗教者雇用等の各種採用促進支援事業

※支援協会に専門家が徐々に集まりつつあります



公式HP



LINE



Facebook



Instagram